

1. 環境自治体の推進

環境自治体計画を進めて環境基本条例に基づく施行規則と行動計画を策定するなど、住民参画による環境づくりを実施します。

地域住民にとって身近な存在である行政が率先して自主的な環境負荷低減に取り組み、全事業所を通じ ISO14001 の認証取得を進めます。

既に認証取得した企業や、他市町村との情報交換を通じて、業務体制の継続的な改善を目指すとともに、認証取得をめざす事業所への情報提供を行います。

また、中小企業や公益法人等の認証取得を進めるとともに、中小企業・小中学校・家庭及び地域においては、当面、国際環境規格の認証取得を基本に「鳥取県版環境管理システム」の普及拡大に努め、環境問題への理解を深めます。

地域での環境教育を推進するため、環境教育指導者の育成に努めて環境教育活動を進め、公民館や学校に対しても、環境保全の重要性を呼びかけ、公民館や学校が積極的に環境教育を導入できるよう指導を行います。

また、環境配慮を確実に実施するため、公共事業の大規模開発等においても、計画段階から環境保全に必要な施策を進めます。

地球温暖化防止と適正な森林管理の観点から、環境保全の奉仕活動を推進するとともに、緑の非営利活動法人に対する情報を提供し、新規非営利活動法人の育成や活動を支援します。

地球温暖化防止対策として、新エネルギー導入の検討や省資源に取り組み、環境にやさしいエネルギーへの転換と自然エネルギーの活用を進めます。

主な河川などの定期的な水質検査を実施するとともに、合併浄化槽の放流基準に生物化学的酸素要求量(BOD) 10ppm 以下、T-N(窒素含有量)、T-P(リン含有量)等の規制を設け、河川の水質浄化を図り、子供たちが水と親しめる場所づくり進めます。

また、豊かな自然環境の復元により、あらゆる生物の生育空間を確保して自然と共生する潤いのある水辺空間を創出します。

下水道施設への加入促進や、公共下水道・合併浄化槽等の下水処理施設未整備地域の早期の完成を目指して、水質浄化による河川環境の改善を進めます。

また、汲み取り収集によるし尿処理については、引き続き適正な収集体制の充実に努めます。

汚泥処理による再資源化した肥料の活用を進め、環境への負

荷が少ない製品の購入（グリーン購入）の方針に基づき、行政が率先して環境にやさしい物品の購入に取り組みます。

日本固有の生態系に悪影響を与えていたる外国からの移入種（外来種）を積極的に駆除するとともに、緑水湖及び朝鍋湖に有害魚として問題視されているブラックバスなど外来魚の再放流（リリース）禁止等の啓発や宣伝を行います。

また、関係機関と協力して、騒音、水質汚濁、悪臭の環境破壊につながる恐れのある事業所の指導に取り組むとともに、産業廃棄物、粗大ごみ等の不法投棄に対する監視体制を強化して、定期的に町内を巡回して不法投棄の拡大防止に努めます。

かけがえのない自然を次世代に引き継いでいくため、環境負荷を低減して豊かな景観を保全するとともに、持続的発展が可能な循環型社会を目指します。

2. 分別収集・ごみ減量化の推進

行政が推進している、国際環境規格 ISO 14001を公共施設全体に拡大していくとともに、町内に国際環境規格の精神を浸透させて資源循環型社会を確立します。

廃棄物の適正処理対策と分別収集を徹底し、地域の循環体制を拡充して、ごみの少ない・ごみを出さない「環境にやさしい町」に取り組みます。

多量に生ごみが発生する事業所に対しては、「食品リサイクル法」により生ごみの再資源利用促進が義務付けられています。

これらの事業者に対しては、法令遵守を要請するとともに、法対象外の事業者に対しても、生ごみ処理の必要性や事例を紹介するなど、事業者独自での再資源利用促進が行えるよう普及・啓発活動を行います。

また、紙ごみを多く排出する事業所に対しても、独自で回収業者と契約し資源化を行うことができるよう情報提供を行うとともに、古紙回収の推進を要請します。

家庭系の生ごみ処理については、最も排出抑制効果が高いと予想されることから生ごみ対策に取り組み、家庭用生ごみ処理機の導入しやすい環境整備を進めます。

ごみの減量化・資源化を進めるため、生ゴミを有機肥料・発酵腐熟肥料等への利用推進により減量化に努め、不燃物については、「リサイクルプラザ」の受入基準に合わせた分別収集を徹底するとともに、資源化や再利用を進めます。

そして、ごみ減量化先進指定地区の指定を検討し、ごみの排出量の推移を監視する体制を進めます。

ごみを分別し排出を抑制するため、行政が地域に積極的に関

わり住民・事業所の協力を求めるとともに、各地区に指導員の配置を検討し、ごみの分別の推進・排出抑制の徹底に努めます。

分別の徹底や資源回収体制の改善等により、再資源利用促進に努めるとともに、再資源利用促進が困難な廃棄物については、環境負荷の軽減や経済性を考慮し、適正な処理を行います。

ビニール袋（レジ袋）の排出を抑制するため、小売店に対して買い物袋の持参に対する優遇制度やレジ袋の有料化について要請を行い「マイバッグ運動」を進めます。

発泡トレイについては店頭回収を進め、裸売りの推進・詰替え製品の消費拡大や再利用可能な瓶（リターナブルボトル）製品の陳列等について要請して、包装容器の削減を進めます。

また、古布類の資源化についても、積極的に取り組みます。

回収活動による古紙類、空き瓶等の資源回収量は、資源ごみの分別収集体制の普及に伴い減少傾向にありますが、回収活動については、単に資源回収という意味だけではなく、環境教育としてとらえ、積極的に回収活動に対する支援を行います。

3. 美化運動の推進

「空き缶のポイ捨て」等不法投棄対策や町内美化意識の向上を図り、町民すべてが不法行為をしない・させない体制を整えます。

「不法投棄禁止」の看板を設置し、定期的に町内を巡回するとともに、一斉清掃を実施して全町的に取り組みます。

快適な道路環境を維持するため、計画的に道路の維持管理に努めるとともに、地元住民と協力しながら、美化・愛護活動を進めます。

社会奉仕活動（ボランティア）や住民・事業所等による環境美化運動を支援し、美化意識の啓発を進めるとともに、螢（ホタル）の持つ美しいイメージを、南部町の魅力向上につなげます。

